

## ■松田町自治基本条例にかかる意見書資料

原 案	A 委員	B 委員	C 委員
第1章 総則			
<p><b>(目的)</b> 第1条 この条例は、松田町における自治の基本理念を定めるとともに、町民の権利及び責務並びに町長等及び議会の役割及び責務を定め、松田町町民憲章（平成元年5月15日制定）が掲げるまちづくりの推進を目的とします。</p>	<p><b>(目的)</b> 第1条 この条例は、松田町における自治の基本理念を定めるとともに、町民の役割及び責務並びに町長等及び議会の役割及び責務を定め、松田町町民憲章（平成元年5月15日制定）が掲げるまちづくりの推進を目的とします。</p> <p><b>〈修正理由〉</b> ①町民主権は当然であるので、自治の担い手としての「役割」と規定するのが妥当 ②目的規定に相応しい表現とする。</p>		
<p><b>(条例の位置付け)</b> 第2条 この条例は、松田町における最高規範であり、町民、議会及び町長等は条例に定める事項を最大限に尊重します。</p> <p>2 議会及び町長等は、他の条例、規則等の制定や改正、廃止又はまちづくりに関する計画の立案や変更を行うときは、この条例の趣旨を踏まえ整合を図らなければなりません。</p>	<p><b>(条例の位置付け)</b> 原案のとおり</p>		
<p><b>(定義)</b> 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 町民 町民とは次に掲げるものをいいます。 ア 住民(松田町内に住所を有する者をいう。) イ 町内に存する事務所または事業所を有する個人又は団体 ウ 町内に存する事務所または事業所に勤務する者 エ 町内に存する学校等に在学する者 オ 町内において活動する個人または団体</p> <p>(2) 自治会 町内の一定の地域の住民による地縁に基づいて形成された団体をいいます。</p> <p>(3) 議会 松田町議会のことをいいます。</p> <p>(4) 町 普通地方公共団体としての松田町の執行機関をいいます。</p> <p>(5) 町長等 町長（水道事業管理者の権限を行う町長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(6) まちづくり 松田町民憲章に定める事項の実現に向けた活動をいいます。</p> <p>(7) 協働 まちづくりに関わる者が相互に対等な立場で連携・協力することをいいます。</p> <p>(8) 参加 まちづくりの企画立案から、町民自らの意思に基づき関わる活動をいいます。</p>	<p><b>(定義)</b> 第4号中、「の執行機関」を削るか同号を削る。 第6号中、「行為」を「活動」に改める。 第7項（協働）は削る。 第8項中、「参画」を「参加」に改める。</p> <p>(4) 町 普通地方公共団体としての松田町の執行機関をいいます。</p> <p>又は (4) <del>町</del> 普通地方公共団体としての松田町の執行機関をいいます。</p> <p>(6) まちづくり 松田町民憲章に定める事項の実現に向けた活動をいいます。</p> <p>(7) <del>協働</del> まちづくりに関わる者が相互に対等な立場で連携・協力することをいいます。</p> <p>(8) <u>参加</u> まちづくりの企画立案から、町民自らの意思に基づき関わる活動をいいます。</p> <p><b>〈修正理由〉</b> ①全条整理したのち改めて見直すが、現時点では以下の理由での修正を要する。 ②「町」の使い方が定義と合わない。 ③「協働」は雰囲気のみで内容が不明確である上、「参加の原則」と「協働の原則」を並列に規定した場合、規定する範囲の重複が生じるため、第7項は削る。 ④全条文中に「参画」との文言使用はないため、「参加」とする。</p>		

原 案	A 委員	B 委員	C 委員
<b>第2章 自治の基本理念</b>			
<p><b>(自治の基本理念)</b> 第4条 町政は、町民の信託に基づくものであることを基本とし、町民、議会及び町長等が相互に協力して、町民主体の自治の確立を目指します。</p>	<p><b>(自治の基本理念)</b> 第4条 町は、<u>基本的には町民の自発的責任ある意思と活動によってつくられるものです。</u> 2 町政は、<u>町民の信託に基づくものであることから、町民の意思を反映した運営を行わなければなりません。</u> 3 町民、議会及び町長等は、相互に協力して、<u>町民主体の自治の確立を目指します。</u> <b>〈修正理由〉</b> ①自治の基本理念としては、「町政」のみでは限定過ぎる感じがする。 ②第23条（修正9条、10条）の地域コミュニティ活動の重要性が抜け落ちる感じがする。 ③町民の主体的な活動がベースにある表現とする。</p>		
<b>第3章 まちづくりの基本原則</b>			
<p><b>(情報共有の原則)</b> 第5条 町民、議会及び町長等は、みんなで力をあわせてまちづくりを実現するために必要な情報の共有をすることを原則とします。</p>	<p><b>(情報共有の原則)</b> 原案のとおり</p>		
<p><b>(参加の原則)</b> 第6条 町民は、町政に自らの意思に基づき参加をすることを原則とし、町長等は町民のまちづくりへの参加の機会保障するものとします。</p>	<p><b>(参加の原則)</b> 第6条 町民は、<u>主権者としてまちづくりに自らの意思に基づき参加することを原則とします。</u> 2 町長等は、<u>政策の立案、実施等に係る過程に町民が参加できる機会を拡充しなければなりません。</u> 3 町長等は、<u>事案の内容及び性質に応じた町民参加の仕組みの開発並びにより多くの町民の参加が可能となる仕組みの工夫に努めるものとします。</u> <b>〈修正理由〉</b> ①主権者の認識喚起のため。 ②参加は、「町政」に限らないため、「まちづくり」とした。 ③参加は、「権利」であって町長等により保障されるものではない。 ④町民参加の機会の確保策を義務付ける。</p>	<p><b>(参加の原則)</b> 第6条 まちづくりの主役は町民です。町民は自らの意志で、町政の意志決定の段階から事業の実施及び評価の段階まで参画し、町と町民との協働により、はじめて地域社会の一層の発展が推進されます。 2 町長等は、町民の持つ豊かな社会経験と創造的活動と協働することでより良いまちづくりが実現できることを念頭に、町民のまちづくりへの参画の機会を、粘り強く保障しなければならない。</p>	
<p><b>(協働の原則)</b> 第7条 町民、議会及び町長等は、第4条に定める理念を実現するため、相互認識のもと協働してまちづくりを進めることを原則とします。</p>	<p><b>(連携・協力の原則)</b> 第7条 町民、議会、及び町長等は、<u>まちづくりをそれぞれの役割、立場を認識の下で連携・協力して進めることを原則とします。</u> <b>〈修正理由〉</b> ①見出しを「連携・協力の原則」 ②この条は、連携し、力を合わせてまちづくりを進めることを規定する場面である。第4条の住民自治推進の規定ではない。</p>		

原 案	A 委員	B 委員	C 委員
<b>第4章 役割と責務</b>			
<p><b>(町民の役割と責務)</b>  第8条 町民は、まちづくりの担い手であることを自覚するとともに、互いを尊重して町政に参加するものとします。  2 町民は、町政に関する認識を深め、議会及び町長等と協働してまちづくりに取り組むものとします。  3 町民は、町政の参加にあたっては、他の人の意見や活動等を尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。  4 町民は、町政運営に伴う負担を適正に負担するものとします。</p>	<p><b>(町民の役割と責務)</b>  第8条 町民は、まちづくりに参加する権利を生かすため、自らの行動に責任を持ち、それぞれの持つ力及び費やすことのできる時間を使い、自発的にまちづくりに関与するよう努めます。</p> <p><b>〈修正理由〉</b>  ①条文は、シンプルで分かりやすく。  ②町民は主権者であり、そのことを認識すれば、4項建てで細かく義務付けする必要はない。  ③町民の多様な個性、持てる力を結集し、日常生活の中にまちづくりへの参加が組み込まれることが大切と考えます。</p>	<p><b>(町民の権利)</b>  第8条 町民は、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。  2 町民は、議会及び町長等が保有する情報を知る権利を有する。  3 町民は、町長等が行う行政サービスを公平に受けることができる。</p>	
	<p><b>(地域活動)</b>  第9条 町民は、地域における良好な生活の維持及び向上のため、地域活動（一定の区域内の町民の地縁に基づいて行われるその区域内のまちづくりにつながる活動をいいます。以下同じです。）への参加を通じて町民自治を推進するよう努めます。  2 自治会は、地域活動の担い手として、その自治会の区域で活動する町民間の交流及び親睦を促進するよう努めるとともに、身近な生活に関する課題に取り組むよう努めます。  3 町民及び町長等は、地域活動の円滑化及び活性化を図るため、地域活動を行う個人及び団体に対して各地域の実情に応じた支援を行うよう努めます。</p> <p><b>(町民活動)</b>  第10条 町民は、より魅力的で活力のあるまちをつくるため、町民活動（特定の分野に対する町民の関心又は問題意識に基づいて自発的に行われるまちづくりにつながる活動をいいます。以下同じです。）への参加を通じて町民自治を推進するよう努めます。  2 町民及び町長等は、町民活動の円滑化及び活性化を図るため、町民活動を行う個人及び団体に対してその活動の実情に応じた支援を行うよう努めます。</p> <p><b>〈修正理由〉</b>  ①自治会等地縁に基づいた活動や町民の関心、課題認識に基づいて活動は、住民自治の基本的活動と言えますので、原案第23条（地域コミュニティ）の規定の条文の位置を第8条（町民の役割と責務）の次に移動した。  ②住民自治の観点から重要な規定を、本条のように「地域コミュニティ」として町民が直感的に把握しにくい文言で纏めることは適切ではない。「地域活動」と「町民活動」とに分けて規定することが適切と考える。</p>	<p><b>(住民の責務)</b>  第9条 町民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を持ちます。  2 町民は、町政に参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持ちます。  3 町民は、次世代のため、自然を守り、将来にわたり持続可能な社会を築きます。  4 町民は、行政サービスに伴う負担を分担しなければならない。</p>	

原 案	A 委員	B 委員	C 委員
	<p><b>（自治の担い手の育成等）</b>  第 11 条 町民及び町長等は、地域、学校、職場等で自治の担い手を育成するための取り組みを行うよう努めます。  2 町民及び町長等は、将来の自治の担い手である子どもに対して、まちづくりに参加し、又はこれを学ぶ機会を提供するよう努めます。</p> <p><b>〈修正理由〉</b>  ①住民自治の推進を図るため、育成の取り組み規定を追加する  ②将来の自治の担い手である子どもに対しても、育成の取り組みを規定することは重要と考える。</p>		
<p><b>（事業者の役割と責務）</b>  第 9 条 事業者（町内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営むものをいいます。次項において同じです。）は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を自覚し、良好な地域社会の実現に寄与するものとします。  2 事業者は、地域の経済的活力を高め、地域の雇用の確保に努めるとともに、持てる資源を生かして、地域社会の発展に寄与するものとします。</p>	<p><b>（事業者の役割と責務）</b>  第 12 条  <b>〈修正理由〉</b>  ①第 1 項は、原案通り。  ②第 2 項は、自治基本条例としては言い過ぎではないかと思う。  ③事業者を規定している他自治体の事例の提供をお願いします。</p>		
<p><b>（議会の責務）</b>  第 10 条 議会は、町民から選出される議員で構成される松田町の議決機関であることを認識して、町の政策形成に努め、町政運営を監視するとともに、町民の信託に応えるものとします。  2 議会は、町民自治によるまちづくりを推進するため、審議、政策立案等に当たり、町民の意思が町政に反映されるものとします。  3 議会は、町民への説明責任を果たし、及び開かれた議会を運営するため、議会活動に関する情報を町民に積極的に提供するものとします。</p>	<p><b>（議会の責務等）</b>  第 13 条 議会は、町民の代表として選出された議員で構成される町の議決機関であることを認識して、町の意思決定、町政運営の監視及び調査並びに政策の提言等の機能を行使しなければなりません。  2 議会は、価値観の多様化する状況において、議員相互の審議を尽くさなければなりません。  3 議会は、議会の審議に関する情報、町政の課題等を分かりやすく町民に周知しなければなりません。  4 議会は、町民の意見を審議に生かすため、交流又は対話の機会を設けて町民の意見を聴くよう努めなければなりません。  5 町民は議会活動の充実のために協力するよう努めるものとします。  <b>〈修正理由〉</b>  ①議会の機能と町民の信託に応えることは並列ではないため、「町民の代表として選出された議員」と表現して町民から信託された意味合いを含める。  ②松田町を「町」の定義規定を変えることにより、「町」で統一する。  ③個々の議員は、それぞれの町民の意思に基づき選出される現実を踏まえ、考えの相違する議員相互での議論を尽くすことが、議会として町民の全体の利益に繋がるものと考え、第 2 項として追加する。  ④また、このことが、議会の責務を充実させられると思う。</p>	<p><b>（議会の責務）</b>  第 11 条  3 議会は、町民への説明責任を果たし、開かれた議会を運営するため、議会活動に関する情報を町民に積極的に提供するよう努めなければなりません。</p>	

原 案	A 委員	B 委員	C 委員
<p><b>(議員の責務)</b>  第 11 条 議員は、町民の負託に応え、前条に定める議会の責務を果たすため、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。  2 議員は、地域の課題及び町民の意見を把握し、これを政策形成及び議会の審議に反映させなければなりません。</p>	<p><b>(議員の責務)</b>  第 14 条 議員は、町民の負託に応え、前条に定める議会の責務を果たすため、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。  2 議員は、地域の課題及び町民の意見を把握し、これを政策形成及び議会の審議に反映されるよう努めなければなりません。  3 議員は、前条第 2 項の議員相互の議論に当たっては、それぞれの立場を理解し、相互信頼の下に真摯に議論するよう努めます。  <b>〈修正理由〉</b>  ①議員相互の議論に当たっては、相互信頼の下に真摯に議論し、議会として町民の信託に応えるよう努めることが重要です。</p>		
<p><b>(町長等の責務)</b>  第 12 条 町長等は、自治の基本理念に基づき、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。  2 町長等は、町民自治によるまちづくりを推進するため、町民の意思を把握し、町政運営に反映させるよう努めなければなりません。</p>	<p><b>(町長等の責務)</b>  第 15 条 町長等は、その権限を適切に行使し、<u>長期的視野に立って、誠実かつ公正に町政を先導しなければなりません。</u>  2 町長等は、<u>先導的に町民自治によるまちづくりを推進するため、町政の課題及びその解決への道筋について議会の理解を得るよう努め、かつ、交流又は対話の機会を設けて町民の意見を聴くよう努めなければなりません。</u>  <b>〈修正理由〉</b>  ①自治基本理念を改めて土台に置く必要はない。  ②町長等のリーダーシップが期待される。  ③課題及び解決への道筋を分かりやすく示し、町政の最終審議機関の理解をえて政策の実現を推進し、同時に具体的かつ適切な方法で町民の意見を把握していただきたい。</p>		
<p><b>(職員の責務)</b>  第 13 条 職員は、町民の立場に立ち、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。  2 職員は、職務の遂行に必要な知識、政策立案能力等を身に付けるよう努めなければなりません。</p>	<p><b>(職員の責務)</b>  第 16 条 職員は、町民との連携を实践することにより、<u>相互の信頼関係を構築するよう努めなければなりません。</u>  <b>〈修正理由〉</b>  ①原案は、あまりに基本的職員の職務義務です。  ②町民と連携して職務を实践することにより、自らが鍛えられるとともに町民の信頼関係を得て、まちづくりへの協力が得られると考える。</p>		<p><b>(職員の責務)</b>  第 13 条 職員は、自治の基本理念に則り、及び<u>まちづくりの基本原則に基づいて、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。</u>  2 職員は、職務の遂行に必要な<u>能力の向上</u>に努めなければなりません。  <b>〈修正理由〉</b>  前回の審議で、(積極的に)町民との連携を推進するというような意見もありましたが、基本理念に則ること、まちづくりの基本原則に基づくことを入れることによって、より町民の意思を生かすこととなります。  また、職務の遂行に当たっては、知識の習得を前提とした、能力の向上とした方が、職務内容に偏らない表現と考えます。</p>

原 案	A 委員	B 委員	C 委員
第 5 章 行政運営			
<p><b>(行政運営の基本)</b> 第 14 条 町長等は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければなりません。</p>	<p><b>(行政運営の基本)</b> 第 17 条 町長等は、<u>中長期視点を持って効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければなりません。</u></p> <p><b>〈修正理由〉</b> ①原案は静的で当然すぎる。 ②短期的な効率性のみでなく、中長期的効率性との観点が必要と考える。 ③次条の総合計画に繋がる記述が適切と考える。</p>		
<p><b>(総合計画)</b> 第 15 条 町長等は、総合的かつ計画的な行政運営の基本となる計画（以下「総合計画」といいます。）を策定し、効果的かつ効率的に町の施策を推進しなければなりません。 2 町長等は、総合計画の進行管理を行い、その状況を分かりやすく公表しなければなりません。</p>	<p><b>(総合計画)</b> 第 18 条 町長は、<u>まちづくりの道筋を示す計画（以下「総合計画」といいます。）を策定しなければなりません。</u> <u>2 総合計画は議会審議案件とします。</u></p> <p><b>〈修正理由〉</b> ①原案は、総合計画の機能、効果の一面を評価しての記述としては妥当とも言えるが、本条例が「まちづくり」にあることから、総合計画の位置付けをより明確に表現することが適切と考える。 ②このことから、議事案件とする必要性が出てくる。 ③原案では「町」の使い方が定義規定と不整合。定義規定不要或いは「同規定の実施機関」は削る？</p>	<p><b>(総合計画)</b> 第 16 条 町長等は、<u>町民の意志を把握し、総合的かつ計画的な行政運営の基本となる計画（以下「総合計画」といいます。）を策定し、効果的かつ効率的に町の施策を推進しなければなりません。</u></p>	
<p><b>(財政運営)</b> 第 16 条 町長等は、中長期的な財政見通しのもとに、計画的で健全な財政運営に努めなければなりません。 2 町長等は、予算、決算その他財務状況について、分かりやすく公表しなければなりません。</p>	<p><b>(財政運営)</b> 第 19 条 町長は、<u>前条の総合計画と整合性を持った中長期的な財政見通しのもとに、計画的で健全な財政運営に努めなければなりません。</u> 2 町長は、予算、決算その他財務状況について、分かりやすく公表しなければなりません</p> <p><b>〈修正理由〉</b> ①町のビジョン（まちづくりの道筋）は財政的な裏付けが必須ですが、従来の総合計画は、財政計画との整合性は非常に薄いので、ここに明確化する。</p>		
<p><b>(行政評価)</b> 第 17 条 町長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するとともに、行政の透明性を高めるため、行政評価を実施しなければなりません。 2 町長等は、行政評価の結果を町民に公表するとともに、施策等への反映に努めなければなりません。</p>	<p><b>(行政評価)</b> 第 20 条 町長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するとともに、行政の透明性を高めるため、行政評価を実施しなければなりません。 2 町長等は、行政評価の結果を町民に公表するとともに、<u>短期的あるいは中長期的計画の見通しや施策等への反映に努めなければなりません。</u></p> <p><b>〈修正理由〉</b> ①PDCA サイクルの C（チェック）としての機能を追加する。</p>	<p>※誰が行うのか、町長等か、議会か、監査委員か。 本来ならば、町民主体の行政評価委員会ができるのが望ましい。</p>	

原 案	A 委員	B 委員	C 委員
<p><b>(説明責任及び応答責任)</b> 第 18 条 町長等は、政策の立案、実施及び評価の各過程において、町民に分かりやすく説明するとともに、町民からの意見及び質問に対し、丁寧かつ適切に対応しなければなりません。</p>	<p><b>(説明責任及び応答責任)</b> 第 21 条 町長等は、政策の立案、実施、<u>評価及び見直し</u>の各過程において、町民に分かりやすく説明するとともに、町民からの意見及び質問に対し、丁寧かつ適切に対応しなければなりません。</p> <p><b>〈修正理由〉</b> ①見直しの場面においても同様なため追加する。</p>		
<p><b>(パブリックコメント)</b> 第 19 条 町長等は、重要な計画の策定及び条例の策定等の際し、当該計画、条例の案等を公表し、広く町民の意見を聴く手続をとらなければなりません。 2 町長等は、前項の手続により提出された町民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する町長等の考え方を公表しなければなりません。</p>	<p><b>(パブリックコメント)</b> 第 22 条 町長等は、重要な計画の策定及び条例の策定等の際し、<u>その計画、条例の案等を公表して</u>、広く町民の意見を聴く手続をとらなければなりません。 2 前項の公表の際には、町民に分かりやすい方法と資料を提供しなければなりません。 3 町長等は、前項の手続により提出された町民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する町長等の考え方を公表しなければなりません。</p> <p><b>〈修正理由〉</b> ①平易な表現 ②生活者である町民の意見を真摯に求めるためには、応じられる方法と分かりやすい資料提供が必要です。</p>	<p>※条文化したのは良いが、具体策がなければ口先だけとなる。 パブコメ条例を策定するのか。</p>	
<p><b>(情報公開)</b> 第 20 条 町長等は、町政に関する情報を速やかに、かつ、分かりやすく公開し、又は提供しなければなりません。</p>	<p><b>(情報公開)</b> 第 23 条 町長等は、町政に関する情報を、別に定める条例により速やかに、<u>分かりやすく</u>公開し、又は提供しなければなりません。</p> <p><b>〈修正理由〉</b> ①文言整理 ②他条例委任規定追加</p>	<p>※文書不存在、記録消却、個人情報を大幅に解釈した不当な部分公開の横行をなくす条例ができたらいが。</p>	
<p><b>(個人情報保護)</b> 第 21 条 町長等は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護を図り、それを適正に管理しなければなりません。</p>	<p><b>(個人情報保護)</b> 第 24 条 町長等は、個人の<u>権利や利益</u>を保護するため、<u>別に定める条例により</u>個人情報の保護を図り、それを適正に管理しなければなりません。</p> <p><b>〈修正理由〉</b> ①文言整理 ②他条例委任規定追加</p>		

原 案	A 委員	B 委員	C 委員
<p><b>第6章 住民投票</b></p>			
<p><b>(住民投票)</b>  第 22 条 町長等は、町政の重要事項について、広く町民の意思を把握する必要があると認めるときは、当該重要事項ごとに、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。  2 町長等は、住民投票を実施するときは、住民投票の争点を明らかにするとともに町民が当該争点について判断するのに必要な情報を提供しなければなりません。  3 議会及び町長等は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p>	<p><b>(住民投票)</b>  第 25 条 町長は、町政に係る重要事項について、住民の意思を町政に反映するため、住民投票を実施することができます。  2 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。  <b>(住民投票の請求等)</b>  第 26 条 町は住所を有する年齢満 16 年以上の町民は、町政に係る重要事項について、その総数の 8 分の 1 以上の町民の連署をもって、その代表者から町長に対して住民投票の実施を請求することができます。  2 議会は、町政に係る重要事項について、議員定数の 4 分の 1 以上の議員の賛成を得て議員提案されて、出席議員の過半数の賛成により議決した時は、町長に対して住民投票の実施を請求することができます。  3 町長は、町政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができます。  4 町長は、第 1 項又は第 2 項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。  5 住民投票の投票権を有する町民は、町に住所を有する年齢満 16 年以上の町民とします。  6 住民投票に必要な事項は、別に条例で定めます。  <b>〈修正理由〉</b>  ①当町の持続可能な方策には定まったものは無く、町民の意思も多様化している中で、直接民意を問いやすくするためには、常設型がベストと考える。  ②このことから、請求権者は広くして、町長、議会、町民とする。  ③内容は、大和市の例とする。  ④請求及び投票資格者は、住民に限定し、公職選挙法に規定する満 18 歳以上の住民より年齢を引き下げ、より若時から町政への関心を高めることと、若者の意思を尊重する。</p>		
<p><b>第7章 地域コミュニティ</b></p>			
<p><b>(地域コミュニティ)</b>  第 23 条 町民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のため、地域コミュニティ（一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された自治会その他共通な目的を持ち、地域の安全、環境その他の課題の解決に向けて取り組む団体をいいます。次項において同じです。）をまちづくりの担い手として認識し、これを守り育てるよう努めなければなりません。  2 町長等は、地域コミュニティの役割及び自主性を尊重し、前項に規定する課題を解決するための活動を支援するよう努めなければなりません。</p>	<p><b>(地域コミュニティ)</b>  ※第 9 条及び第 10 条として移行  <b>〈修正理由〉</b>  ①自治会等地縁に基づいた活動や町民の関心、課題認識に基づいて活動は、住民自治の基本的活動と言えますので、条文の位置を第 8 条（町民の役割と責務）の次に移動する。  ②住民自治の観点から重要な規定を、本条のように「地域コミュニティ」として町民が直感的に把握しにくい文言で纏めることは適切ではない。「地域活動」と「町民活動」とに分けて規定することが適切と考える。</p>		



原 案	A 委員	B 委員	C 委員
第8章 国及び他の自治体との関係			
<p><b>(国及び他の自治体との関係)</b>  第24条 町は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、自治の発展のため適切な関係を構築しなければなりません。</p> <p>2 町は、共通課題又は広域的課題の解決を図るため、他の自治体と積極的に連携し、及び協力するよう努めなければなりません。</p>	<p><b>(国及び他の自治体との関係)</b>  第27条 町は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、自治の発展のため適切な関係を構築しなければなりません。</p> <p>2 町は、共通課題又は広域的課題の解決を図るため、他の自治体と積極的に連携し、及び協力するよう努めなければなりません。</p> <p><b>&lt;修正理由&gt;</b>  ①原案では「町」の使い方が定義規定と不整合。  定義規定不要或いは「同規定の実施機関」は削る。</p>		